

府中市市民協働推進行動計画（仮称）（案）

目 次

第1章 計画の概要.....	3
1 計画策定の経緯・趣旨.....	3
2 計画期間.....	3
3 推進方策に係る取組目標.....	4
4 施策体系図.....	6
第2章 市民協働推進のための具体的な施策.....	13
1 市民の協働に対する意識の醸成.....	13
(1) 市民協働に対する効果的な啓発、PR活動の推進.....	13
(2) 新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり.....	14
(3) 大学(学生)との協働の推進.....	14
(4) 次代のまちづくりを担う児童・生徒に対する協働意識の醸成.....	14
(5) 地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供.....	15
(6) 企業との協働の推進.....	15
2 職員の意識改革及び.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
(1) 職員研修の充実等.....	16
(2) 職員が協働の経験を積むための仕組みの検討.....	16
3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進.....	17
(1) 市からの情報発信方法の改善.....	17
(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充.....	17
4 協働のコーディネート機能の育成.....	18
(1) 中間支援組織の支援.....	18
(2) 協働コーディネーターの育成及び活用.....	18
(3) 職員の協働コーディネーターの配置.....	19
5 市民活動拠点施設等の有効活用.....	19
(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用.....	19
(2) 既存公共施設の活用方策の検討.....	20
(3) 新庁舎における協働を支える場の整備.....	20
6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり.....	20
(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討.....	20
(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援.....	21
7 協働事業提案制度の整備.....	22
(1) 協働事業提案制度の整備・検討.....	22
(2) 市の事務事業に係る協働化の検討.....	22

(3) 様々な主体による提案制度の検討・整備.....	22
8 協働を推進するための組織的な仕組みづくりエラー! ブックマークが定義されていません。	
(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備	23
(2) 協働の推進に資する体制づくり	23
(3) 政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充	24
9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備エラー! ブックマークが定義されていません。	
(1) 評価・検証の手法の検討	24
(2) 市民協働推進行動計画(仮称)の進行管理の実施	25
10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備エラー! ブックマークが定義されていません。	
(1) 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査研究の実施	26
(2) 市民協働の効果的な推進のための先進事例等の調査・研究	26
(3) 各種アンケート調査等の実施.....	26
(4) 行動計画の見直しの実施	26
第3章 協働パイロット事業の設定.....	27
第4章 計画の推進体制.....	28
第5章 計画のスケジュール.....	29

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の経緯・趣旨

本市では、平成 26 年度を初年度とする第 6 次府中市総合計画の都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を、市民と市との協働によって実現することとしています。これは、まちの主役である市民一人ひとりが、主体的にまちづくりに参画することこそが、まちづくりの原点であるからにはありません。

このため、平成 25 年 5 月に学識経験者、各活動団体の代表者、公募市民等で構成する「府中市市民協働推進協議会」を設置し、10 年を超えるこれまでの本市における協働の取組を振り返るとともに、改めて協働の必要性等について議論を重ねました。

そして、平成 26 年 5 月に、これまでの取組をさらに進めるため、「公共分野を担うのは行政」との発想を大きく転換し、様々な主体が役割分担のもとに、地域課題を解決するための取組の方向性を示す「府中市市民協働の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を策定し、第 6 次府中市総合計画の都市像の実現に向け、新たな一歩を踏み出しました。

府中市市民協働推進行動計画(仮称)は、このような経緯を踏まえ、「府中市らしい協働」を育むとともに、様々な主体による市民協働を推進し、多くの市民が住みやすい、住んで良かったと思えるまちをつくっていくため、基本方針第 4 章に定める 10 の推進方策の実現に向けて本市が取り組む施策について、目標年度を示しつつ、具体的に策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間とします。ただし、計画施行後 3 年目において、協働推進に係る取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを検討することとします。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
第 6 次府中市総合計画	前期計画				後期計画			
市民協働推進行動計画(仮称)	策定手続	H27.4 ~ H30.3						
				見直し				
					H30.4 ~ H34.3			

3 推進方策に係る取組目標

基本方針第4章に掲げる10の推進方策について、それぞれ次のような取組目標を設定し、各種施策を推進していきます。

(1) 市民の協働に対する意識の醸成

本市では、自治会・町内会等の地縁型活動団体や、NPO・ボランティア団体等の目的型活動団体、また企業、大学など、様々な主体が地域で公益的な活動をしていますが、一方で、協働の手法についてはまだ定着しているとは言えません。

このため、より多くの市民が協働について知り、関心を持ち、そして、協働によって地域課題の解決に取り組んでもらえるように、市全体で協働に対する意識の醸成に取り組むことが必要です。

このような観点から、効果的な情報発信や意識啓発に努めるとともに、学習機会を提供するなど、市民の意欲を高め、また意欲ある市民の受け皿を整備することによって、協働の活動に参加する団体や市民が増えることを目指します。

(2) 職員の意識改革及び

市民と市の協働を進めるために、職員が協働の意義や必要性等を十分に理解することが重要です。市民と市が協働して行う事業は、行政が単独で行う場合と比べて時間が掛かることなどもあるため、職員は消極的になってしまうという意見もあります。

研修や体験を通して、職員一人ひとりが協働に対する意識改革を進め、職員同士も連携・協力しやすい仕組みをつくるなど、これまでの慣例にとらわれずに、市民との協働に取り組む職員を育成していく方策を進めます。

(3) 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。

このため、行政は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより、信頼関係の構築に努める必要があります。

特に行政は情報の発信だけでなく、可能な限り多くの市民や活動団体が発信する情報を収集し、また、積極的に情報を受け、活用する仕組みを整備するなど、双方向のコミュニケーションを活発にすることを目指します。

(4) 協働のコーディネート機能の育成

さまざまな主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくために、「協働のコーディネーター」や「中間支援組織」(市民活動を支援する市民活動団体)の役割が重要です。

市民活動拠点の整備を契機に、こうした専門性をもった人材の発掘や育成、中間支援組織を育成する方策を進めます。

(5) 市民活動拠点施設等の有効活用

府中駅南口に設置予定の市民活動拠点施設をはじめ、協働の推進のための場として公共施設を積極的に活用する方法を検討します。

(6) 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、行政からの助成だけでなく、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド等の仕組みなど、市民自身がそれぞれの活動を支えていける環境づくりの検討を進める必要があります。

(7) 協働事業提案制度の整備

協働事業の提案を市民から公募する制度の整備や、市が実施している事業に対して市民団体等に提案や参加を求める制度の整備について、検討を進める必要があります。

特に、職員を含む各主体が協働の経験を積むことが求められていることから、モデル的な公募事業を早期に実施します。

(8) 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

協働を推進していくため、協働の推進に係る取組の進捗状況等について、情報を共有し、それぞれの事業に反映するなど、より連携・協力体制を組みやすい組織的な仕組みについて検討する必要があります。全庁的な組織のあり方や仕組みについて検討する必要があります。

また協働の推進に係る取組の進捗状況等について、市民の意見を反映するための市民参加の協働の場を設置します。

(9) 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、プロセスを含め、協働事業の振り返りを行い、「協働の原則」に基づいて、評価・検証する仕組みづくりに取り組む必要があります。

具体的な施策として、市民参加による検討の場を設けて、評価・検証の手法を検討し、マニュアル化します。

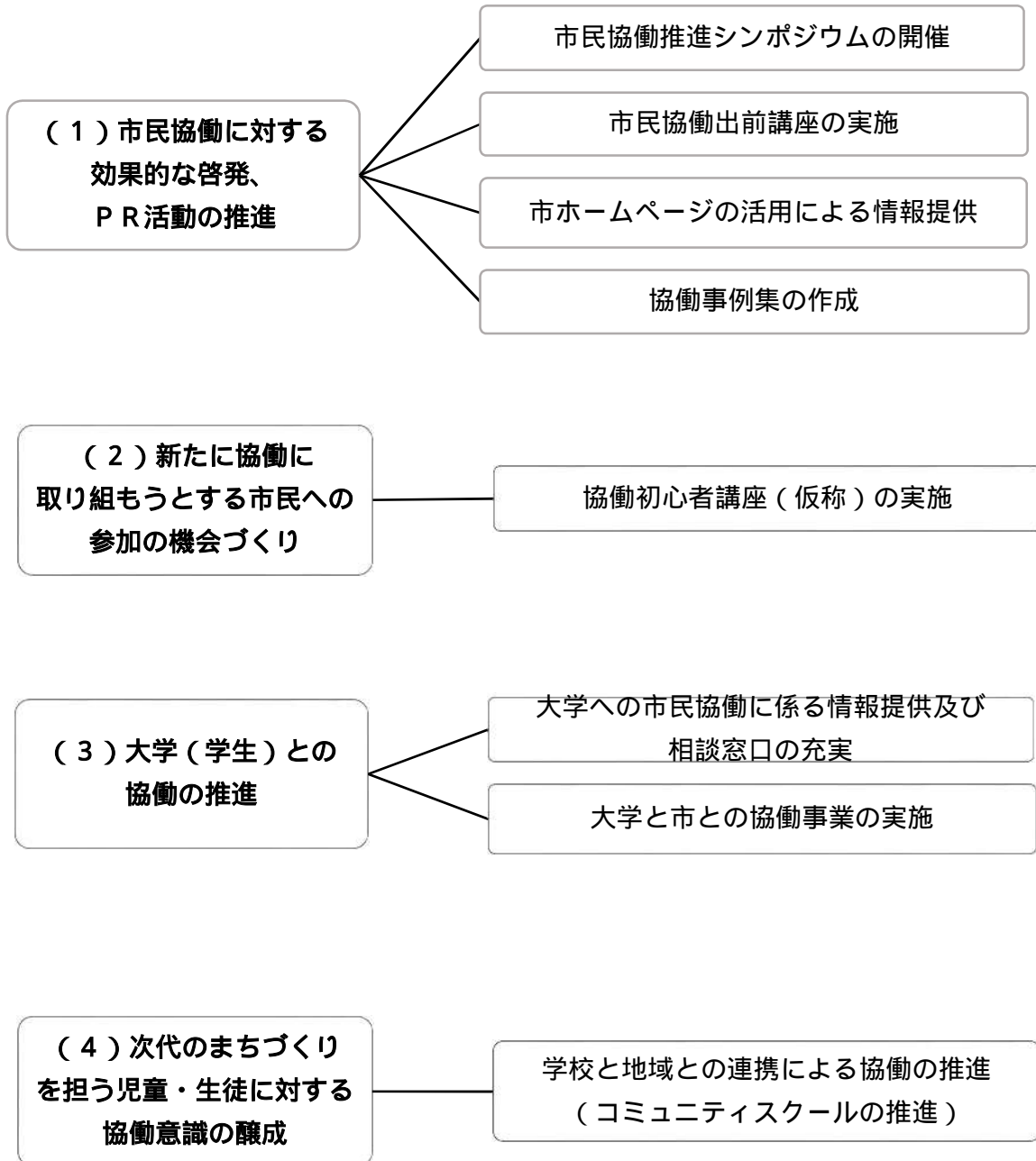
(10) 協働の取り組みを効果的に進めるための行動計画の策定・条例の整備

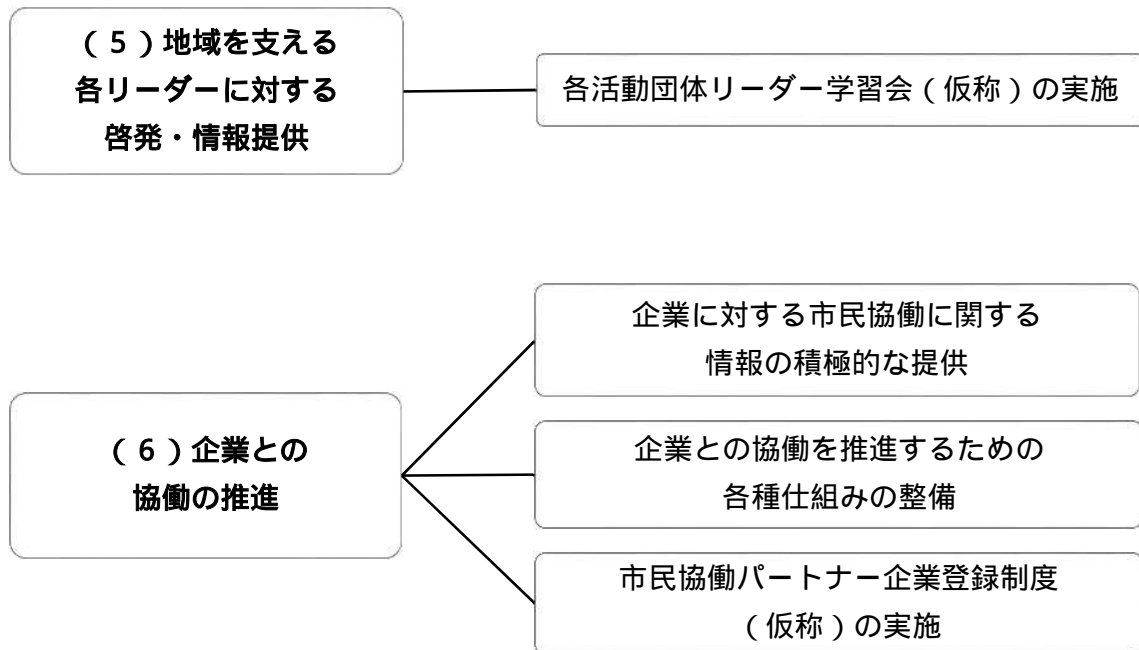
実効性のある計画とするために、本計画では具体的な実施スケジュールを設定し、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

また、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。

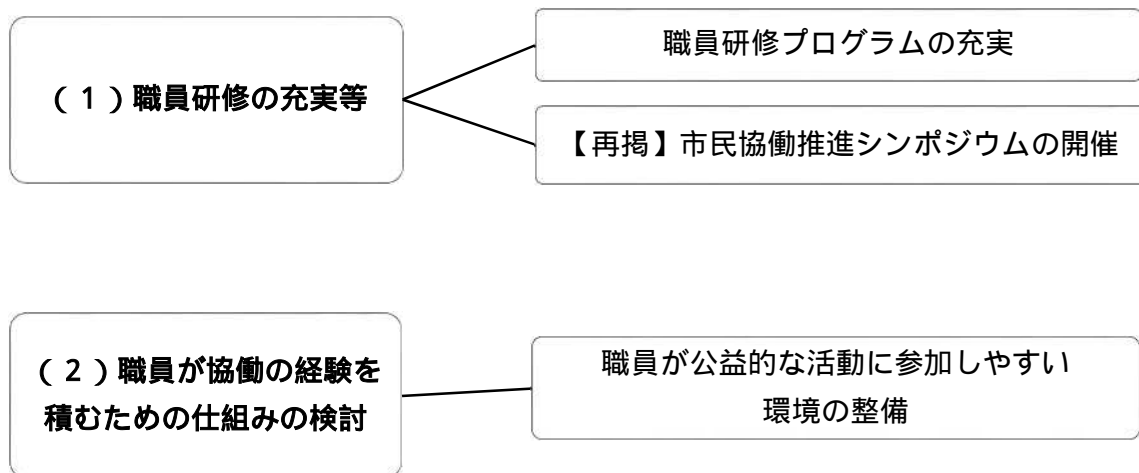
4 施策体系図

推進方策1 市民の協働に対する意識の醸成

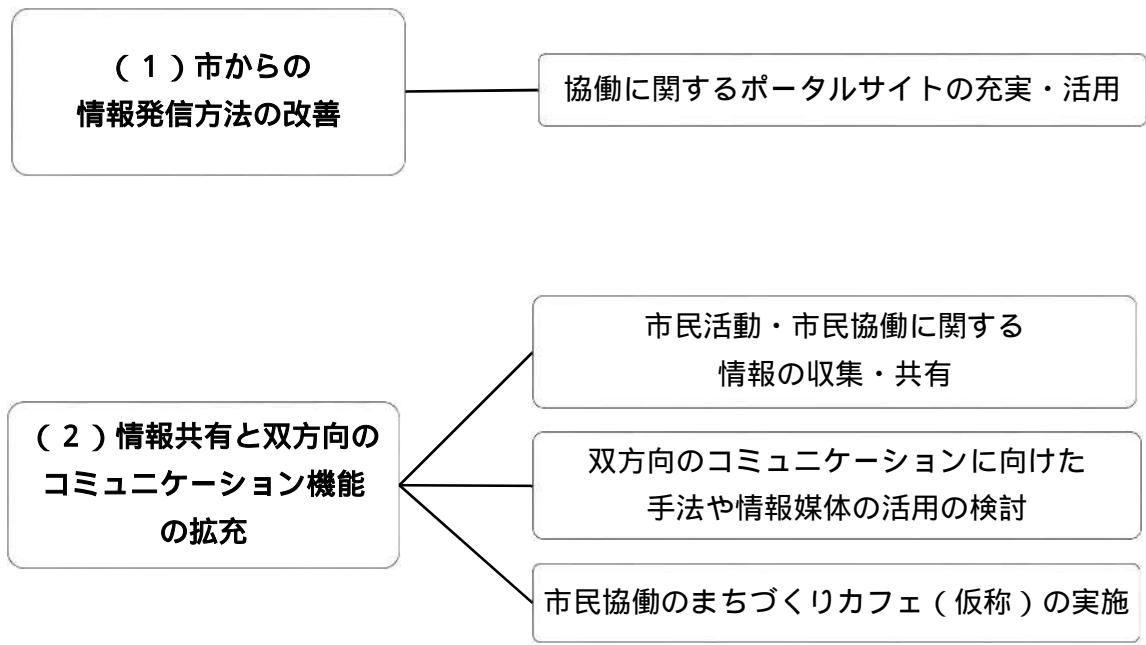




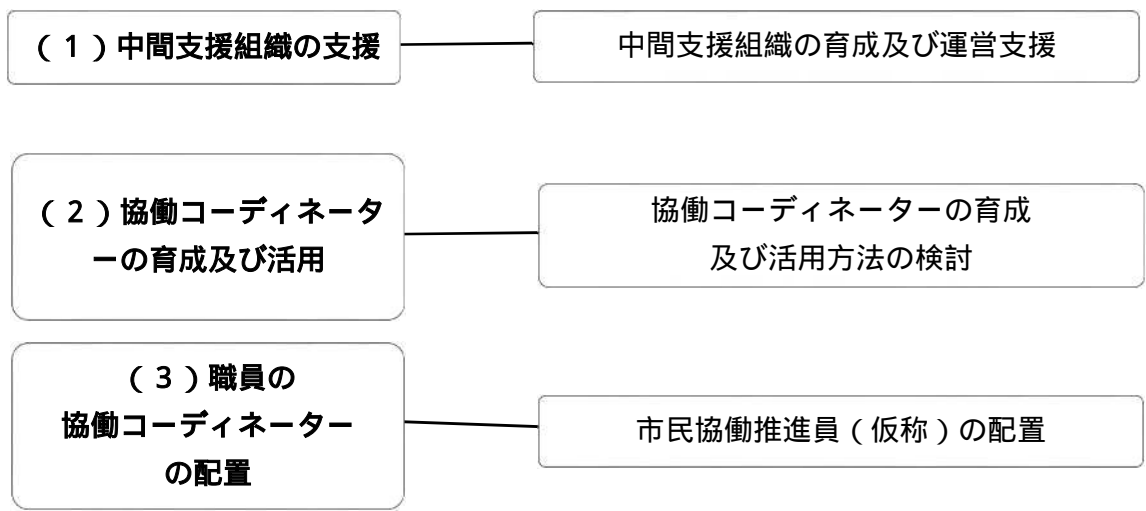
推進方策 2 職員の意識改革及び



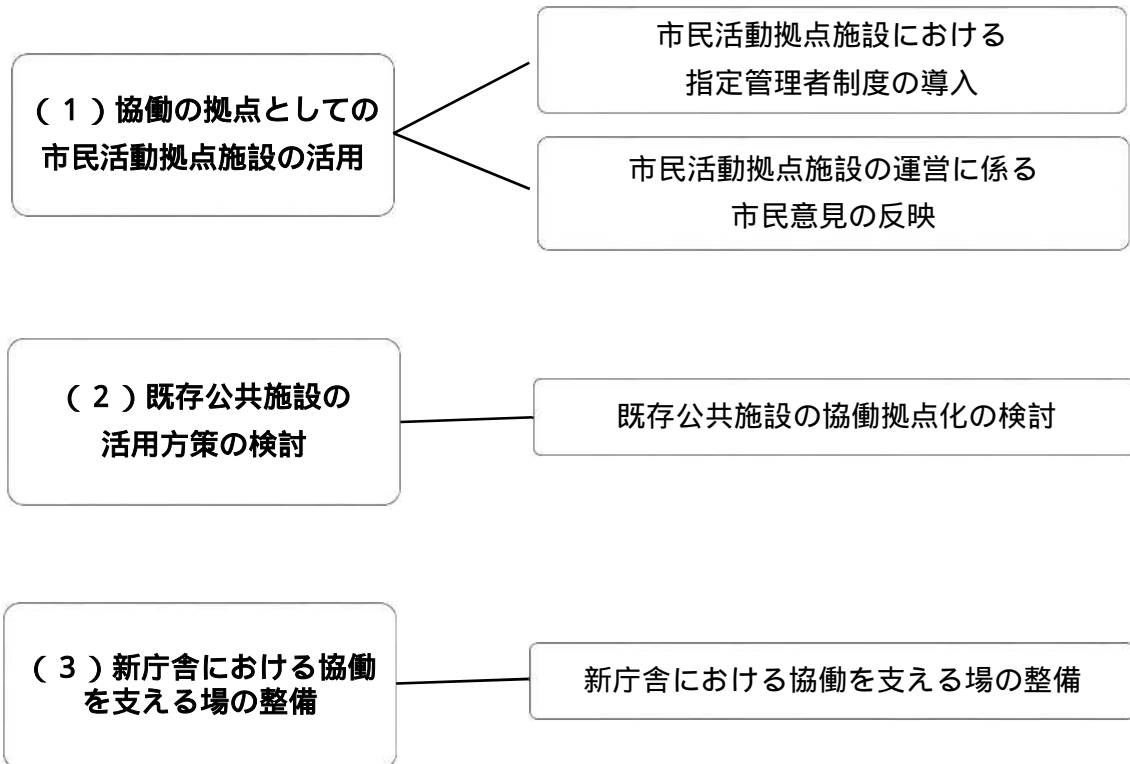
推進方策3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進



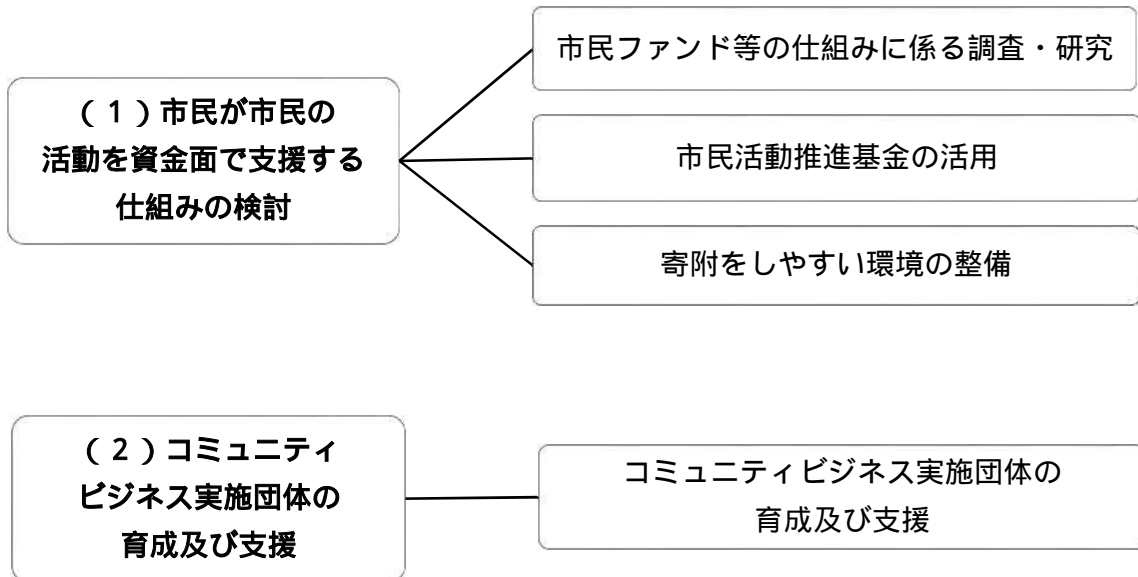
推進方策4 協働のコーディネート機能の育成



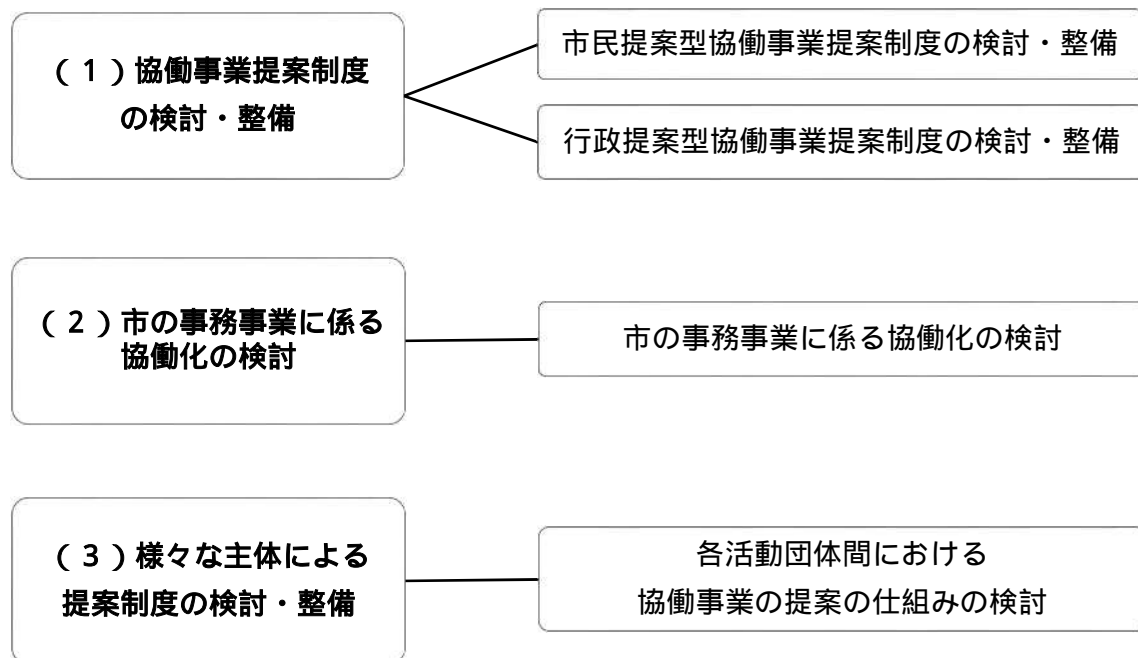
推進方策5 市民活動拠点施設等の有効活用



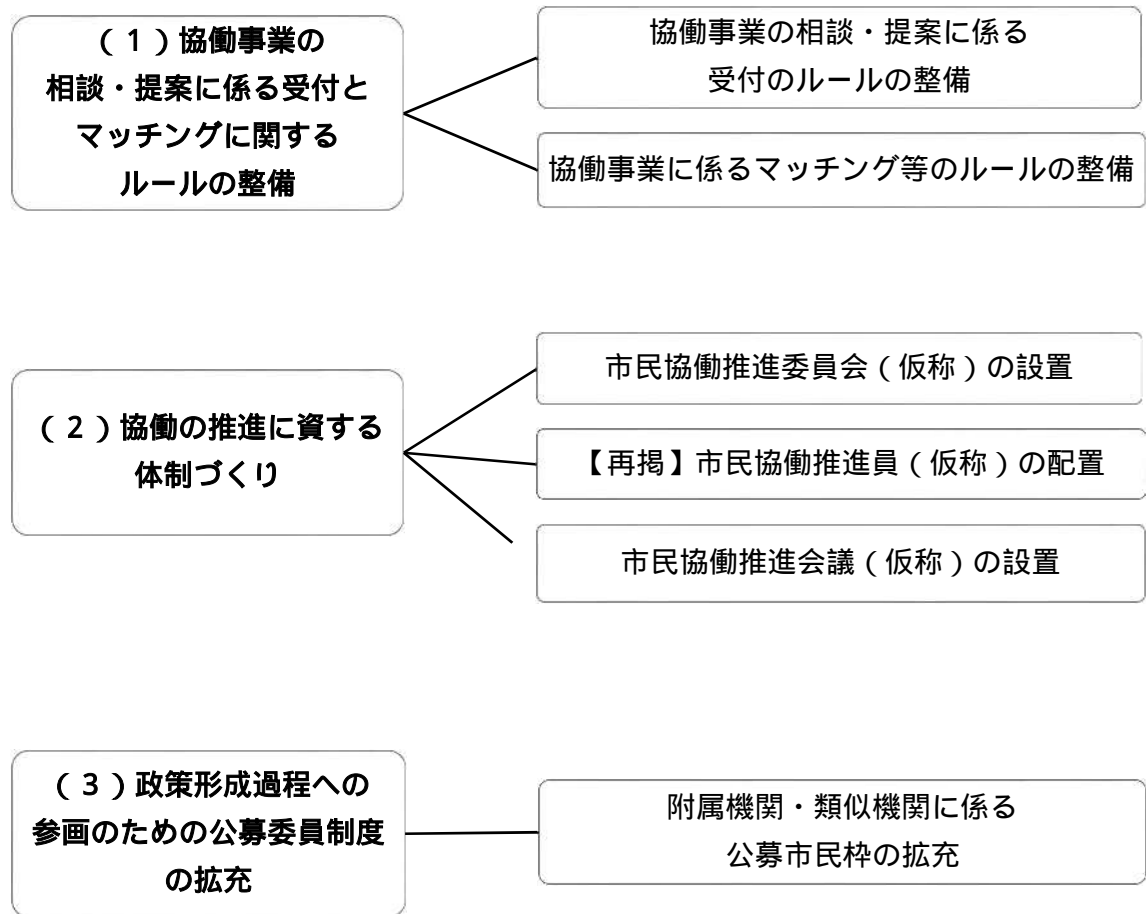
推進方策6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり



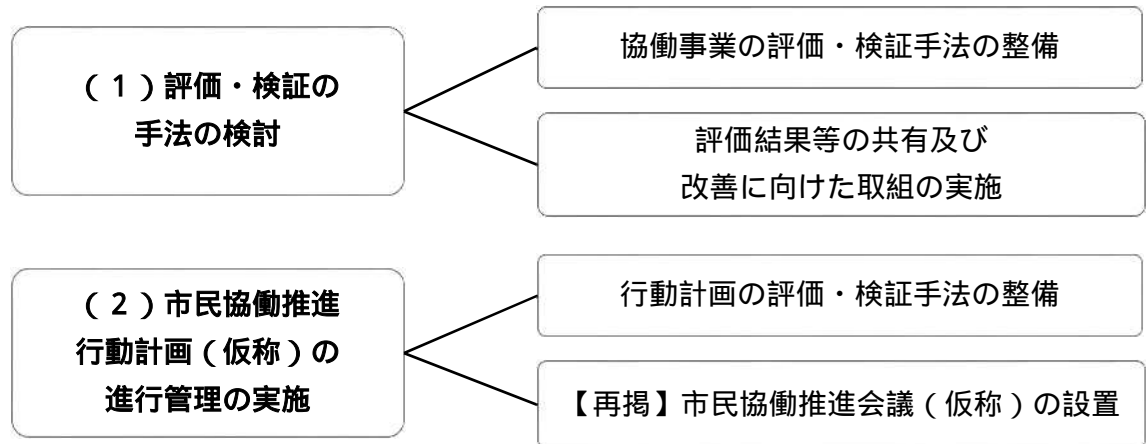
推進方策7 協働事業提案制度の整備



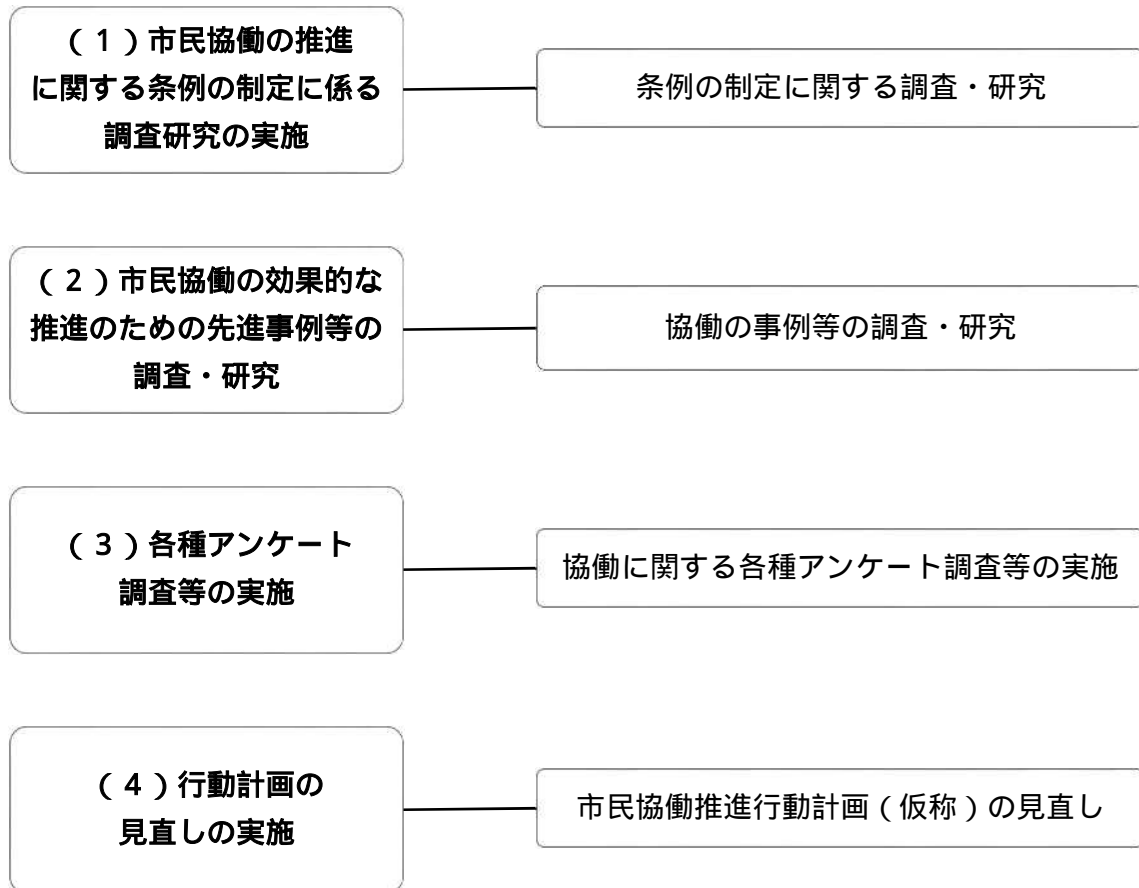
推進方策 8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり



推進方策 9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備



推進方策 10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の
策定・条例の整備



第2章 市民協働推進のための具体的な施策

1 市民の協働に対する意識の醸成

(1) 市民協働に対する効果的な啓発、PR活動の推進

市民みんなが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発、PR活動を展開します。

事業	市民協働推進シンポジウムの開催
内容	市民協働の理念や本市の取組について、広く市民にお知らせし、理解に資するためのシンポジウムを開催します。
取組目標	平成27年度～継続

事業	市民協働出前講座の実施
内容	市民や各活動団体等の要請に応じ、本市が目指す市民協働の理念や取組状況等について、市職員が講師となって情報提供を行う出前講座を実施します。
取組目標	平成27年度～継続

事業	市ホームページの活用による情報提供
内容	本市における市民協働のまちづくりに関する取組情報や、協働事業に関する情報を適時に提供できるように、市ホームページを活用します。
取組目標	平成27年度～継続

事業	協働事例集の作成
内容	市内の各活動団体等の様々な協働事例から、ノウハウや成果等を学ぶとともに、実務の手引きにもなる事例集を作成します。
取組目標	平成27年度…掲載内容の検討、作成 平成28年度…発行

(2) 新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり

公益的な活動や協働に関心があっても参加する機会がなかった市民や、勤労、子育て等で継続的な参加が難しい意欲ある市民に対して、啓発やPR活動を行うとともに、協働の場や機会を提供します。

事業	協働初心者講座(仮称)の実施
内容	これまで、意欲はあっても公益的な活動や協働事業に参加する機会がなかった市民や、これらの取組に参加したいという意欲のある若い世代を対象とした講座や学習会などを開催します。
取組目標	平成27年度・・・実施方法の検討 平成28年度・・・試行実施予定

(3) 大学(学生)との協働の推進

本市の特性として、大学(学生)との協働が広がる可能性があることがあげられます。既に一部では大学と企業、各活動団体等との協働の実績があり、これに本市を含め、様々な主体がつながることにより、協働の輪が更に広がっていく可能性が高まります。

事業	大学への市民協働に係る情報提供及び相談窓口の充実
内容	大学(学生サークル、学生グループ等を含む。)と、更に効果的な協働事業を実施するため、本市の市民協働に向けた取組に係る情報や、市内における協働の機会等に係る情報を積極的に提供します。また、本市との協働事業を実施するため、相談・調整をしやすい環境を整えます。
取組目標	平成27年度・・・現在確立している協働・連携体制をもとに、市・大学・企業の3者による協働・連携など、新たな取組も視野に情報提供及び相談窓口体制の充実を図る。 平成28年度・・・継続 平成29年度・・・継続

事業	大学と市との協働事業の実施
内容	大学と市との間で、モデル事業として協働事業を実施します。
取組目標	平成27年度・・・新たな分野での協働・連携事業の検討を進め、協働事業の充実、事業数の増加を目指します。 平成28年度・・・継続 平成29年度・・・継続

(4) 次代のまちづくりを担う児童・生徒に対する協働意識の醸成

地域に愛着を持ち、積極的に地域活動に参加できる人材を育成するために、総合的な学習や社会科の学習を通じて学び、地域や協働によるまちづくりに対する意識を醸成します。

事業	学校と地域との連携による協働の推進(コミュニティスクールの推進)
内容	市内全22小学校において、学校と地域との協働によるコミュニティスクールを推進します。
取組目標	平成27年度～継続

(5) 地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供

各活動団体と市との協働を円滑に、かつ、効果的に進めるために、各活動団体のリーダーを対象に、本市が推進する市民協働に関する学習会の開催や各種情報提供を行います。

事業	各活動団体リーダー学習会(仮称)の実施
内容	各活動団体のうち、特に地縁型活動団体及び目的型活動団体のリーダーや活動の担い手となる人材を対象とした学習会等を実施します。
取組目標	平成27年度・・・検討 平成28年度・・・試行実施 平成29年度・・・実施

(6) 企業との協働の推進

近年、企業は、社会貢献活動として公益的な活動に積極的に取り組んでおり、活動場所や活動機会を求めています。本市においても、企業との協働を積極的に進めることとしていることから、情報提供などの側面的な支援策を講ずる一方で、企業に対しても、本市の市民協働によるまちづくりに関する様々な取組への理解と協力を求めています。

事業	企業に対する市民協働に関する情報の積極的な提供
内容	企業に対して、本市が推進する市民協働に関する情報を積極的に提供します。
取組目標	平成27年度・・・実施 平成28年度～継続

事業	企業との協働を推進するための各種仕組みの整備
内容	企業と各活動団体や市とが、積極的に協働事業を検討し、実施できるようにするため、相互に相談・調整・情報交換ができる仕組みを整備します。
取組目標	平成27年度・・・仕組みの整備に向けた検討・調整 平成28年度・・・整備 平成29年度・・・実施

事業	市民協働パートナー企業登録制度(仮称)の実施
内容	本市が推進する市民協働の取組に賛同し、市民協働によるまちづくりや各活動団体への支援などに積極的な企業を、「市民協働パートナー企業」として登録し、ホームページ等でその取組等を紹介します。
取組目標	平成27年度・・・検討 平成28年度・・・実施 平成29年度・・・継続

2 職員の意識改革及び

(1) 職員研修の充実等

職員の協働に対する理解を深め、意識向上を図るために、職員研修を行います。特に、実際に協働事業の現場に職員を派遣して行う体験研修など、研修内容を見直し、拡充します。

また、協働の実践例を知るための機会として、主として市民を対象に開催する「市民協働の推進のためのシンポジウム」への参加を促進します。

事業	職員研修プログラムの充実
内容	市民協働の理念や推進手法を学ぶ従来の研修に加え、実際の市民協働の現場において体験型の研修を行うなど、研修プログラムの充実を図ります。
取組目標	平成27年度・・・(従来型)継続実施、(体験型)協議、検討 平成28年度・・・〃(体験型)体験先検討 平成29年度・・・〃(体験型)試行実施予定
事業	【再掲】市民協働推進シンポジウムの開催
内容	市民協働の理念や本市の取組について、広く市民にお知らせし、理解に資するためのシンポジウムを開催します。
取組目標	平成27年度・・・継続実施 平成28年度・・・継続実施 平成29年度・・・継続実施、実施の継続について検討

(2) 職員が協働の経験を積むための仕組みの検討

職員が、自ら協働を推進できる人材となれるように、様々な機会を通して協働の経験を積めるような仕組みを検討します。

また、職員の協働に係る意識やスキルを向上させるため、職員が公益的な活動に参加しやすい環境の整備を検討します。

事 業	職員が公益的な活動に参加しやすい環境の整備
内 容	職員が公益的な活動に参加しやすい環境の整備として、休暇制度等の見直しを検討します。
取 組 目 標	平成27年～検討

3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進

(1) 市からの情報発信方法の改善

協働に関する情報を一元的にまとめて、市民にわかりやすく発信するよう、情報の集約や発信の方法を改善します。

事 業	協働に関するポータルサイトの充実・活用
内 容	協働に関するポータルサイトとして、市ホームページにおける、協働に関するコンテンツを活用し、市民協働によるまちづくりに関する情報や、各活動団体の取組等について集約し、市民、各活動団体等に分かりやすく発信します。
取 組 目 標	平成27年度・・・NPO・ボランティア活動センターホームページのリニューアル及びコミュニティサイトふちゅうとの統合による提供情報の拡充及び一元化、提供情報の拡充 平成28年度～提供情報の拡充

(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充

インターネットなどICT(情報通信技術)の活用により、市民活動に関する情報の収集や市民活動団体が発信する情報を受ける仕組みを整備するとともに、市民と行政の双方向のコミュニケーション機能を拡充します。

事 業	市民活動・市民協働に関する情報の収集・共有
内 容	「コミュニティサイトふちゅう」やインターネット等を活用して、市民や各活動団体等の公益的な活動や協働に関する情報を収集するとともに、わかりやすく発信し、情報共有できる仕組みを作ります。
取 組 目 標	平成27年度・・・情報収集の継続 平成28年度・・・情報収集の継続、情報共有の仕組みについて検討 平成29年度・・・情報収集の継続、情報共有の仕組みについて協議

事業	双方向のコミュニケーションに向けた取組の検討
内容	市民が自分に合った広報・広聴の手法をより一層活用できるよう、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含めた各種情報媒体の活用について検討します。
取組目標	平成27年度・・・先進事例の調査・研究 平成28年度・・・課題抽出 平成29年度・・・本市制度への反映・検討

事業	市民協働のまちづくりカフェ（仮称）の実施
内容	協働に取り組む市民や各活動団体の代表者、職員等が一堂に会して、ワールドカフェなどのワークショップ形式で情報交換できる場を定期的に設けます。
取組目標	平成27年度・・・実施方法等の検討 平成28年度・・・試行実施 平成29年度・・・実施予定

4 協働のコーディネート機能の育成

（1）中間支援組織の支援

行政と市民活動団体をつなぐ役割を担う、中間支援組織については、専門性をもった人材の発掘や育成、市民活動拠点の管理・運営など、市民協働の推進に当たって重要な役割が期待されるため、積極的な支援を行っていきます。一般的に中間支援組織は、活動資金の確保と組織のマネジメント、人材の確保などが課題とされており、こうした点から具体的な支援策を検討していきます。

事業	中間支援組織の育成及び運営支援
内容	中間支援組織に係る調査・研究を行うとともに、市民協働の実現に向け、本市において必要とされる中間支援組織の在り方や組織、運営方法等について検討するとともに、その支援策を検討します。
取組目標	平成27年度・・・中間支援組織の在り方等に係る検討 平成28年度～具体的な支援策の検討・実施

（2）協働コーディネーターの育成及び活用

協働を推進し、各活動団体と市とをつなぐ役割を担う協働コーディネーターを育成するとともに、効果的な活用方法について検討します。

事 業	協働コーディネーターの育成及び活用方法の検討
内 容	協働コーディネーター養成講座を実施し、協働コーディネーターを育成します。また、協働コーディネーターの登録制度等に係る先進事例について調査・研究し、より効果的に活用できる仕組みについて検討します。
取 組 目 標	平成27年度・・・養成講座の実施、講座受講生の活動支援、登録制度に係る先進事例について調査・研究 平成28年度・・・養成講座・受講生の活動支援継続、登録制度の活用方法検討 平成29年度・・・養成講座・受講生の活動支援継続、登録制度設立の協議

(3) 職員の協働コーディネーターの配置

協働事業の実施に当たり、職場でアドバイスし、各活動団体との調整を行うため、職員の協働コーディネーターを配置します。

事 業	市民協働推進員(仮称)の配置
内 容	所属する課が所管する事務事業について、協働に係る先進事例等の情報を収集し、所属する課内において、各活動団体とのコーディネート役を担い、協働の取組を推進するため、課に1名協働推進員(仮称)を設置します。
取 組 目 標	平成27年度～設置

5 市民活動拠点施設等の有効活用

(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用

新たに府中駅南口再開発地区に設置予定の市民活動拠点施設については、「協働の場」としても、中心的な機能を有することが期待されています。このため、中間支援機能を有する者等を指定管理者とすることが望ましく、運営に当たっても、市民、各活動団体などの意見を取り入れ、より使いやすい施設としていきます。

事 業	市民活動拠点施設における指定管理者制度の導入
内 容	市民活動拠点施設の管理運営については、指定管理者制度を導入し、中間支援機能を有する者等を指定管理者にすることにより、施設機能を最大限に活用し、効率的かつ効果的に取り組みます。
取 組 目 標	平成27年度・・・指定管理者候補者の選定 平成28年度・・・指定管理者の指定、指定管理者による施設の管理運営 平成29年度・・・指定管理者による施設の管理運営

事業	市民活動拠点施設の運営に係る市民意見の反映
内容	より使いやすい施設とするために、市民、各活動団体等の利用者を中心にアンケートやワークショップ等を実施します。
取組目標	平成28年度～市民活動拠点施設運営協議会(仮称)の設置・運営

(2) 既存公共施設の活用方策の検討

文化センター等の既存施設について、地域の協働の拠点となるよう、積極的な活用方策を検討します。

事業	既存公共施設の協働拠点化の検討
内容	既存の公共施設について、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、活用の実態を点検するとともに、柔軟な運営を検討し、地域における協働の拠点となるよう、活用方法を検討します。
取組目標	平成27年度～公共施設マネジメントの取組を踏まえた既存公共施設の協働拠点化の検討

(3) 新庁舎における協働を支える場の整備

新庁舎建設にあたり市民等との協働を支える場について検討し、整備します。

事業	新庁舎における協働を支える場の整備
内容	新庁舎建設の設計を進めるにあたり、基本計画の考え方を踏まえ、市民との協働を支える場の設置について検討し、整備します。
取組目標	平成27年度～検討・設計

6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討

市民ファンドやクラウドファンディングなど、市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの設置について、先進事例等を踏まえて調査・研究を行います。

また、市民活動推進基金の有効活用や市民の寄付意識の醸成などについても検討を進めます。

事業	市民ファンド等の仕組みに係る調査・研究
内容	市民ファンドやクラウドファンディングなど、市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みや導入に係る課題等について、先進事例等を踏まえて調査・研究を行います。
取組目標	平成27年度・・・クラウドファンディングについては、先進自治体の事例のほか、平成26年度の政策形成能力向上研修における研究成果などを踏まえ、導入に向けた検討を進める。 平成28年度・・・継続 平成29年度・・・継続

事業	市民活動推進基金の活用
内容	市民の自主的な活動支援や市民協働推進に関する事業の財源として、市民活動推進基金を活用します。
取組目標	平成27年度～基金利子を市民活動を支援する事業の財源として活用

事業	寄附をしやすい環境の整備
内容	市民協働によるまちづくりに賛同いただき、資金面で支援いただける方が増えるように、寄附に係る窓口の一本化や手続の簡素化など、寄附をしやすい環境づくりに取り組めます。
取組目標	平成27年度・・・職員プロジェクトチームがまとめた報告書を踏まえて、整備する寄附に係る仕組み(職員用マニュアルの作成、使途選択の拡充、収納方法の充実、寄附者・運用状況の公表、専用基金の設置など)に基づき、寄附者の善意を生かしたまちづくりを進める。 平成28年度・・・継続 平成29年度・・・継続

(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援

資金的に自立した市民活動であるコミュニティビジネスを実施する団体に対して、育成及び支援を行います。

事業	コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援
内容	コミュニティビジネスを実施する市民活動団体や中小企業等の育成、支援方策に取り組めます。
取組目標	平成27年度～コミュニティビジネスに関する講演会・連続セミナー・個別相談の開催

7 協働事業提案制度の整備

(1) 協働事業提案制度の整備・検討

市民から市に対して協働事業の実施を提案する仕組みと、市から協働事業実施団体を公募する仕組みについて検討し、整備します。

事業	市民提案型協働事業提案制度の検討・整備
内容	市民が自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案をできる制度について、具体的な方法を検討し、整備します。
取組目標	平成27年度・・・モデル事業の実施 平成28年度～実施

事業	行政提案型協働事業提案制度の検討・整備
内容	市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業を実施する団体を募集する制度について、具体的な方法を検討し、整備します。
取組目標	平成27年度・・・制度の検討 平成28年度・・・制度の試行実施 平成29年度・・・実施

(2) 市の事務事業に係る協働化の検討

市のすべての事務事業について、協働の手法を取り入れることができないか、可能性を検討します。

事業	市の事務事業に係る協働化の検討
内容	市の事務事業の協働可能性を検討するため、政策会議での、新たな市民協働事業の実施に向けた提案を推進する一方で、行政が本来行うべき事務事業と、そうでない事務事業を見直すとともに、地域の特性を踏まえ、地域ごとに実施した方が効果的と考えられる事務事業については、地域で実施できるように整理します。
取組目標	平成27年度・・・事務事業評価を活用して、協働の可能性についての検討を行う。 平成28年度・・・継続 平成29年度・・・継続

(3) 様々な主体による提案制度の検討・整備

各活動団体が、市のみならず、様々な主体との協働事業の実施を提案できる仕組みについて検討します。

事業	各活動団体間における協働事業の提案の仕組みの検討
内容	各活動団体が、様々な主体との協働事業の実施を提案できる仕組みについて、検討します。
取組目標	平成27年度・・・情報収集 平成28年度・・・先進事例等の調査・研究 平成29年度・・・制度の検討

8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備

市民から協働事業の提案を受ける窓口を明確にし、提携できる部署を紹介、調整する窓口を設置します。

事業	協働事業の相談・提案に係る受付のルールの整備
内容	市民や各活動団体から、協働事業の実施等について相談や提案を受けるための庁内のルールを定めます。
取組目標	平成27年度・・・先進事例の調査、研究、制度整備に向けての検討、協議 平成28年度・・・ルールの整備、実施

事業	協働事業に係るマッチング等のルールの整備
内容	市民から協働事業の提案がなされた場合のマッチングの仕組みや、案件の取扱いに関するルールを定めます。
取組目標	平成27年度・・・先進事例の調査、研究、制度整備に向けての検討、協議 平成28年度・・・ルールの整備、実施

(2) 協働の推進に資する体制づくり

協働を推進するため、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないよう、各部署で行っている協働の取組や成果、課題等について情報を共有できるよう、全庁的な推進体制を整備します。

事業	市民協働推進委員会(仮称)の設置
内容	協働事業の進捗状況等について、連絡調整を行うため、協働事業を実施する関係部署において構成する委員会を設置します。
取組目標	平成27年度～設置

事業	【再掲】市民協働推進員(仮称)の設置
内容	所属する課が所管する事務事業について、協働に係る先進事例等の情報を収集し、所属する課内において、各活動団体とのコーディネート役を担い、協働の取組を推進するため、課に1名市民協働推進員(仮称)を設置します。
取組目標	平成27年度～設置

事業	市民協働推進会議(仮称)の設置
内容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画(仮称)の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する「市民協働推進会議(仮称)」を設置します。
取組目標	平成27年度～設置

(3) 政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充

市民や各活動団体の代表者等が、市の施策について意見やアイデアを述べる機会は、協働の推進に向けた第一歩となるため、附属機関・類似機関に係る公募委員制度を拡充します。

事業	附属機関・類似機関に係る公募市民卒の拡充
内容	市の施策の検討等を行う際に、広く市民の意見を聞くため、附属機関・類似機関を設置する際には、公募委員制度を積極的に採用することとします。
取組目標	平成27年度・・・新規設置の際に公募市民卒を設けるよう、担当課に働きかけを行う 平成28年度・・・継続 平成29年度・・・継続

9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

(1) 評価・検証の手法の検討

既存のものを含め、それぞれ行われている協働事業について、協働の理念、原則等に基づき、改めて評価、検証する手法を検討・整備します。

また、当該評価・検証手法に基づき、市民と市双方の立場から、協働事業について点検、評価を行うとともに、課題を共有し、改善に取り組みます。

事業	協働事業の評価・検証手法の整備
内容	個々の協働事業について、協働の理念や原則等に基づき評価・検証を行う手法について、早期に整備します。
取組目標	平成27年度…制度整備 平成28年度～実施

事業	評価結果等の共有及び改善に向けた取組の実施
内容	市民と市とが実施した協働事業について、市民と市それぞれの立場から、整備をした評価・検証の手法に基づき点検、評価を行い、課題や改善点を共有するとともに、具体的な改善に取り組みます。
取組目標	平成27年度…評価制度構築 平成28年度～課題等の共有、改善の実施

(2) 市民協働推進行動計画(仮称)の進行管理の実施

市民協働を効率的かつ効果的に推進するため、この行動計画の進ちょく状況についてを評価・検証等を行う仕組みを整備します。

事業	行動計画の評価・検証手法の整備
内容	市民参加のチェック機関を設けるとともに、庁内横断的な協働の推進体制を整備するなどし、市民協働推進行動計画(仮称)の進ちょく状況について評価・検証等を行う手法について、早期に整備します。
取組目標	平成27年度…制度整備

事業	【再掲】市民協働推進会議(仮称)の設置
内容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や行動計画(仮称)の見直しや条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する「市民協働推進会議」を設置します。
取組目標	平成27年度～設置

10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

(1) 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査研究の実施

市民協働を推進するため、その要否を含め、条例制定に係る調査・研究を進めます。

事業	条例の制定に係る調査・研究
内容	条例を制定している先行事例について調査を行うとともに、その要否を含め、条例制定の課題等について研究します。
取組目標	平成27年度・・・調査・研究 平成28年度・・・課題抽出 平成29年度・・・制定についての協議、検討

(2) 市民協働の効果的な推進のための先進事例等の調査・研究

市民協働を効果的に推進するため、先進的な協働事例等の調査・研究を行います。

事業	協働の事例等の調査・研究
内容	市民協働の効果的な推進に向けて、他自治体における先進的な協働事例等について、調査・研究を行います。
取組目標	平成27年度～先進事例等の調査・研究、本市制度への反映の検討

(3) 各種アンケート調査等の実施

市民協働の取組について、進ちよく状況や成果等を把握し、より効果的な推進方策等を検討するため、定期的にアンケート調査を実施します。

事業	協働に関する各種アンケート調査等の実施
内容	市民協働の進ちよく状況や成果等を把握するとともに、効果的な推進方策を検討し、市民協働推進行動計画(仮称)の見直し等に反映するため、適宜、市民や各活動団体、職員等に対し、アンケート調査を実施します。
取組目標	平成27年度～実施

(4) 行動計画の見直しの実施

市民協働の取組の進ちよく状況を把握し、市民協働をより効果的に推進するために、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「市民協働推進行動計画(仮称)」の見直しを行います。

事業	市民協働推進行動計画(仮称)の見直し
内容	市民協働を効果的に推進するため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「市民協働推進行動計画(仮称)」の見直しを行います。
取組目標	平成29年度・・・見直し

第3章 協働パイロット事業の設定

市民協働に対する理解を深めていくためには、市民や市など、協働事業を実施し、市民協働を推進しようとする具体的な事業を通じて共通の認識を形成していく必要があります。

このため、市民と市が実施する協働パイロット事業を複数設定し、取り組むこととします。

第4章 計画の推進体制

1 推進組織

(1) 府中市市民協働推進会議（仮称）の設置

本計画を推進するために、府中市市民協働推進会議（仮称）を設置します。この会議は、協働の担い手である、自治会・町内会等の地縁型活動団体、NPO・ボランティア団体、一般市民、企業、行政および学識経験者等によって構成します。

推進会議は以下のような役割を担うものとします。

本計画で位置づけた施策や事業の進ちょく状況の評価

府中市全体での市民協働の普及や推進の評価

評価に対する方策の提案

その他市民協働に関して市長が諮問した事項の審議

(2) 市民活動拠点施設を拠点とする市民活動支援体制（中間支援組織）の拡充

協働の担い手団体や市民を育成、支援するために、新たに設置される市民活動拠点施設を拠点として市民活動支援体制を拡充します。

2 庁内体制

庁内の体制として、協働の相談窓口を設けるとともに、組織横断的な推進体制を整えていきます。

具体的には協働事業を実施する関係部署において構成する委員会（市民協働推進委員会（仮称））を設置します。

3 計画の進ちょく評価について（P D C A）

計画（Plan） - 実行（Do） - 結果・成果の評価（Check） - 改善・改良（Action）のサイクルを経て、また次の計画へ反映（Plan）させる考え方（P D C A）に基づいて、本計画の進ちょく状況について、評価・検証等を行う仕組みを整備します。

本計画の期間は、平成27年度から平成33年度までの7年間とし、計画施行後3年目に、協働推進に係る取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを検討することとしています。

そのため、具体的施策の取組目標年次ごとに、施策の進ちょく状況の評価するとともに、計画施行後3年目に計画全体の進ちょく状況の評価と点検を行い、計画の見直しに着手するものとします。

第5章 計画のスケジュール

1 市民の協働に対する意識の醸成

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 市民協働に対する効果的な啓発、PR活動の推進				
市民協働推進シンポジウムの開催				
市民協働出前講座の実施				
市ホームページの活用による情報提供				
協働事例集の作成				
(2) 新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり				
協働初心者講座(仮称)の実施				
(3) 大学(学生)との協働の推進				
大学への市民協働に係る情報提供及び相談窓口の充実				
大学と市との協働事業の実施				
(4) 次代のまちづくりを担う児童・生徒に対する協働意識の醸成				
学校と地域との連携による協働の推進 (コミュニティスクールの推進)				
(5) 地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供				
各活動団体リーダー学習会(仮称)の実施				
(6) 企業との協働の推進				
企業に対する市民協働に関する情報の積極的な提供				
企業との協働を推進するための各種仕組みの整備				
市民協働パートナー企業登録制度(仮称)の実施				

2 職員の意識改革及び

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 職員研修の充実等				
職員研修プログラムの充実				
【再掲】市民協働推進シンポジウムの開催				
(2) 職員が協働の経験を積むための仕組みの検討				
職員が公益的な活動に参加しやすい環境の整備				

3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 市からの情報発信方法の改善				
協働に関するポータルサイトの充実・活用				
(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充				
市民活動・市民協働に関する情報の収集・共有				
双方向型コミュニケーションに向けた手法や情報媒体の活用の検討				
市民協働のまちづくりカフェ(仮称)の実施				

4 協働のコーディネート機能の育成

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 中間支援組織の支援				
中間支援組織の育成及び運営支援				
(2) 協働コーディネーターの育成・活用方法の検討				
協働コーディネーターの育成及び活用方法の検討				
(3) 職員の協働コーディネーターの配置				
市民協働推進員(仮称)の配置				

5 市民活動拠点施設等の有効活用

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用				
市民活動拠点施設における指定管理者制度の導入				
市民活動拠点施設の運営に係る市民意見の反映				
(2) 既存公共施設の活用方策の検討				
既存公共施設の協働拠点化の検討				
(3) 新庁舎における協働を支える場の整備				
新庁舎における協働を支える場の整備				

6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討				
市民ファンド等の仕組みに係る調査・研究				
市民活動推進基金の活用				
寄附をしやすい環境の整備				
(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援				
コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援				

7 協働事業提案制度の整備

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 協働事業提案制度の検討・整備				
市民提案型協働事業提案制度の検討・整備				
行政提案型協働事業提案制度の検討・整備				
(2) 市の事務事業に係る協働化の検討				
市の事務事業に係る協働化の検討				
(3) 様々な主体による提案制度の検討・整備				
各活動団体間における協働事業の提案の仕組みの検討				

8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備				
協働事業の相談・提案に係る受付のルールの整備				
協働事業に係るマッチング等のルールの整備				
(2) 協働の推進に資する体制づくり				
市民協働推進委員会(仮称)の設置				
【再掲】市民協働推進員(仮称)の設置				
市民協働推進会議(仮称)の設置				
横断的な協働事業におけるプロジェクトチームの活用				
(3) 政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充				
附属機関・類似機関に係る公募市民枠の拡充				

9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 評価・検証の手法の検討				
協働事業の評価・検証手法の整備				
評価結果等の共有及び改善に向けた取組の実施				
(2) 市民協働推進行動計画(仮称)の進行管理の実施				
行動計画の評価・検証手法の整備				
【再掲】市民協働推進会議(仮称)の設置				

10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

事業	27年度	28年度	29年度	30年度～
(1) 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査研究の実施				
条例の制定に係る調査・研究				
(2) 市民協働の効果的な推進のための先進事例等の調査・研究				
協働の事例等の調査・研究				

(3) 各種アンケート調査等の実施				
協働に関する各種アンケート調査等の 実施				
(4) 行動計画の見直しの実施				
市民協働推進行動計画(仮称)の見直し				